

一般社団法人 長崎県老人保健施設協会定款

平成25年 4月 1日 制定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県老人保健施設協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県佐世保市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、老人保健施設会員の学術・技能を研鑽し、老人保健施設の資質の向上とその使命遂行によって、高齢者等が自立して生活できるよう、地域社会の健全な発展を図るとともに、もって高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に関する調査研究
- (2)高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に関する研修及び研究発表会等の実施
- (3)高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に関する普及啓発事業の実施
- (4)関係機関、関係団体との連絡協議
- (5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は長崎県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した長崎県内に老人保健施設を開設した者の代表者又は管理者
- (2)準会員 この法人の目的に賛同して入会した長崎県内に老人保健施設の整備を着手した者の代表者
- (3)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員、準会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び準会員は、正会員又は準会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、賛助会員は、賛助会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

3 第22条第2項に定める会長（以下同じ。）は、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、理事会の承諾を経て臨時に費用を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会における正会員総数の3分の2以上の決議により、当該会員を除名すること

ができる。

- (1)2年以上会費を滞納したとき。
- (2)この定款その他規則に違反したとき。
- (3)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当する至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)会員が所属する施設等を退職した場合、又は第5条第1項に定める代表者でなくなったとき。
- (3)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4)死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (5)会員が所属する施設等が廃止されたとき。
- (6)除名されたとき。
- (7)総正会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定により資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が資格喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)事業計画及び予算の承認
- (2)事業報告及び決算報告の承認
- (3)会員の除名
- (4)理事及び監事の選任又は解任
- (5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6)定款の変更
- (7)解散及び残余財産の処分
- (8)理事及び監事の報酬等の額
- (8)その他この法人の運営に関する重要な事項
- (7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年度 6 月に開催する。

2 臨時総会は、3 月及び次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めた場合
- (2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3)第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、総会開会日の 7 日前までに、理事会で決議された次の事項を記載した書面を会員に通知しなければならない。

- (1)総会の日時及び場所
- (2)総会の目的である事項
- (3)委任状。ただし、総会に出席できない会員が代理人による議決権の代理行使をする場合とする。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合において第18条の規定する総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席しない正会員が、書面により、議決権を行使する場合は、総会の日時の直前のこの法人の業務終了時までには、必要な事項を記載した議決権行使書面を書面でこの法人に提出しなければならない。

2 第1項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選出された2人以上の議事録署名人が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 6人以上10人以内

(2)監事 2人

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)会計を監査すること。
 - (2)理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3)会計及び業務執行状況について、不正の事実を発見したときはこれを理事会に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第27条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬等)

- 第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には実費を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長及び副会長の選定及び解職
- (4)総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(種別及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めたとき。
- (2)理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3)第25条第2項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 名誉会長、顧問及び相談役

(事務局)

第37条 この法人に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役に関する事項は、会長が総会の決議をもって別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、会長が定める。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 事務局には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1)定款
- (2)会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3)役員の名簿、就任承諾書及び履歴書
- (4)許可、認可等及び登記に関する書類
- (5)定款に定める機関の議事に関する書類
- (6)収支、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7)資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8)事業計画書及び収支予算書
- (9)収支決算書
- (10)その他必要な帳簿及び書類

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算については、毎事業年度の開始の日前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告、決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金の分配の禁止)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公示の方法

(公示の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をする事ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 細 則

(細 則)

第48条 この定款の施行について細則は、会長が理事会の決議を経て

別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、石橋経久、副会長は、土井庸正、石田一美とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。